

春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金

【空き家建替え事業】のご案内

空き家の活用及び建替えにより住宅の質及び住環境の向上を図るため、**自身が所有する空き家を建替えて居住される方に**予算の範囲内で補助金を交付します。

- 「**空き家の建替え**」とは・・・認定申請日において**存在する、1年以上使用されていない空き家を解体し、同一敷地内において新たに住宅を建てる**ことをいう。
※自己又はその2親等内の親族が所有する空き家である必要があります。
※床面積の2分の1以上が居住の用に供されていた空き家である必要があります。

【対象事業】 空き家の建替えを行い、認定通知日から2年以内に自己又はその2親等内の親族が新築住宅に居住する事業。
※申請者は空き家の建替えをする者となります。

【対象者】 上記の対象事業を行う**個人**であって、次のいずれにも該当する者
・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
・過去に春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金を受けていない者（同時に「空き家付き土地購入事業」の補助金を受けることもできません。）。

【補助金】 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の1を乗じて得た額（上限50万円。1,000円未満は切り捨て）

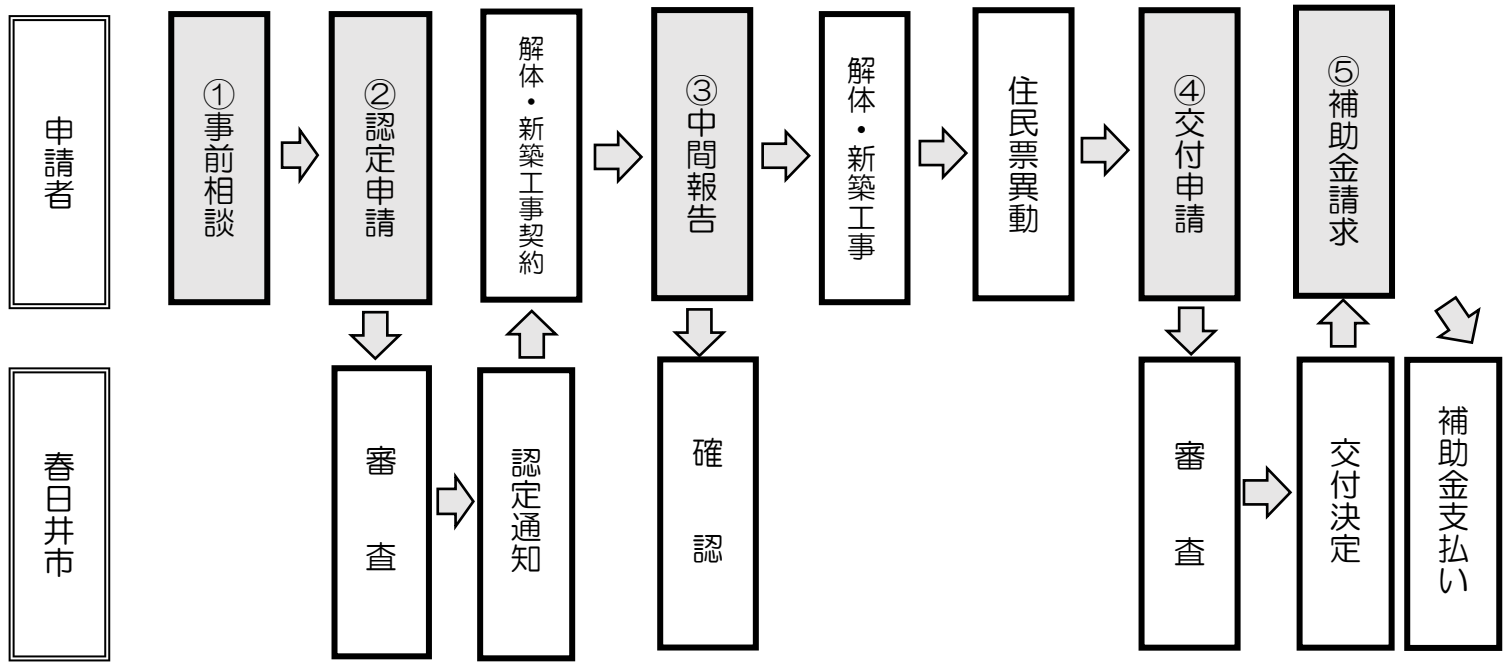
【補助対象経費】 空き家の建替えに係る工事請負費（次の経費は除きます。）
※申請者以外が支払った経費
家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費
市の他の補助金の対象になっている経費

【申請方法】 空き家の建替えに係る工事（**解体工事又は新築工事のいずれか早い方**）の**契約を締結する前**に補助金認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。
※**解体工事又は新築工事の契約後の申請は、補助対象外となります。**
※予算の範囲内で先着順に受付します。

《申請・お問い合わせ》 春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）

☎0568-85-6572

◆ 申込みフロー図



◆ ①事前相談

- 1 住宅政策課窓口またはお電話で、補助対象となるかの確認を行いますので御相談下さい。

◆ ②認定申請

- 1 解体工事又は新築工事(いずれか早い方)の契約の前に、次ぎの書類を揃えて提出してください。
 - (1) 認定申請書 (第1号様式)
 - (2) 空き家の使用状況報告書 (第2号様式)

※ 1年以上空き家であるか水道使用量の調査するため、空き家所有者様の同意が必要ですので、空き家所有者様の署名、押印が必要となります。
 - (3) 空き家の位置図 (付近見取り図)
 - (4) 空き家の外観写真
 - (5) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
 - (6) 建替え事業対象経費の額が分かる書類の写し

《書類の例》

 - 解体の工事請負契約書の案、見積書等
 - 新築の工事請負契約書の案、見積書等
 - (7) 申請者が空き家の所有者の2親等内の親族であることがわかる書類 (申請者が空き家の所有者と異なる場合に限る。)

《書類の例》

 - 2親等内であることが分かる戸籍等

※ 審査において、追加で書類をお願いする場合があります。

2 市から「補助金認定通知書」が届いてから、解体及び新築工事の契約を行ってください。

◆ ③中間報告

1 解体工事又は新築工事（いずれか遅い方）の契約の日から30日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください

- (1) 中間報告書（第8号様式）
- (2) 解体工事及び新築工事の契約書の写し
- (3) (2)の契約者が申請者と異なる場合は、2親等内の親族であることが分かる書類
《書類の例》
 - ・2親等内であることが分かる戸籍等

◆ ④交付申請

1 建替えた新築住宅に居住した日から90日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください

- (1) 交付申請書（第9号様式）
- (2) 新築住宅に居住する者の住民票の写し
- (3) 補助事業に係る契約書の写し及び写真（解体後の更地の写真を含む。）
- (4) 補助事業に係る領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類（申請者が支払った経費に係るものに限る。）
 - ※事業者の記名及び押印があること
 - ※対象外経費が含まれている場合は、内訳書を添付すること
- (5) 居住する建物の登記事項証明書の写し
- (6) 補助事業に係る契約を締結した者、居住する者又は登記名義人が申請者と異なる場合は、2親等内の親族であることが分かる書類
《(6)が必要な場合の例》
 - ・申請者が居住せずに、申請者の子が居住する場合
 - ・解体工事は、申請者の親が契約した場合 等

◆ ⑤補助金の請求

1 市からの補助金交付決定通知書（第10号様式）を受け取り後、請求書（第11号様式）を提出してください。

※ 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。

◆ その他

1 郵送での受付は行っていません。市役所の窓口に御持参ください。予算の範囲内で先着順に受付します。

◆ よくある質問

申請の手続きに関すること

- 1 既に解体工事契約や新築工事契約を結んでいますが対象となりますか？
⇒対象となりません。契約をする前に認定申請をし、認定通知後に契約をしてください。
- 2 新築工事と解体工事の契約書は別にしないといけないですか？
⇒契約書を別にしなくても結構ですが、新築工事の契約書に解体工事を行うことが確認できる必要があります。
- 3 認定通知前に業者と契約を結んでいいですか？
⇒いけません。契約は市から送付する認定通知後に結んでください。

補助対象事業に関すること

- 1 空き家の所有者は自分ですが、実際に解体、新築して居住するのは子供になりますが対象になりますか？
⇒対象となります。工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。申請者は実際に建替え工事を契約する子供となります。
- 2 空き家の所有者は自分の親で、解体は親が行い、新築は子である自分がして居住する予定ですが対象となりますか？
⇒対象となります。工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。ただし、補助対象経費は申請者が支払った経費となりますので、申請者が親の場合は、解体費のみが補助対象経費となります。
- 3 1年間空き家かどうかの確認は、どのように行うのですか？
⇒市は、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に基づき、水道使用量を調査して確認します。申請者様は、いつ頃から空き家だったかを記入していただくとともに、市が水道使用量を調査するため、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に空き家所有者様の同意の署名及び押印をもらってください。
- 4 空き家の所有者が法人の場合は対象となりますか？
⇒対象となりません。個人が所有する空き家が対象となります。

補助対象経費に関すること

- 1 対象経費はどのようなものですか？
⇒施工業者と契約した、解体工事及び新築工事に係る費用となります。ただし、空き家解体補助金を活用する場合は、解体工事の経費は対象外となります。
- 2 対象外となる経費はどのようなものですか？
⇒申請者以外が支払った経費、家具・家電（ソファ、ベッド、テレビ等）の購入・設置費、市の他の補助金（空き家購入等融資利子補給補助金、空き家仲介手数料補助金を除く）の対象経費は対象外となります。